

商品先物取引法施行規則第102条の2第2号及び第3号  
に基づく勧誘行為に関するQ&A

I 商品先物取引法施行規則（以下「規則」といいます。）第103条第1項第28号に基づく内部統制の構築

- 1 規則第102条の2第2号又は第3号の勧誘を行うに際して整備する内部統制の構築では、どのようなことが必要となるのか。

（答）

規則第103条第1項第28号に基づく内部統制については、商品先物取引業者が以下の事項を踏まえ構築するとともに、定められたとおりに実際の業務が行われていることを社内のモニタリング（内部監査等）によって検証していることが必要となります。

① 社内規程などの整備

- ・規則第102条の2第2号及び第3号の勧誘に係る業務手続について社内規程に定めること。
- ・勧誘行為別（規則第102条の2第2号と同条第3号の別）に、勧誘から契約締結までの具体的な手続マニュアルを定め、行うべき手続が的確に実施されること。
- ・電話又は訪問による勧誘の条件を満たさない者への勧誘（商品取引契約のセールストーク）及び勧誘を断られた者に対する再勧誘を防止する措置の方法及び記録の方法を定め、再勧誘禁止の遵守状況を的確に把握・管理すること。
- ・電話勧誘した顧客リストの作成及び電話記録の方法並びに訪問勧誘による訪問者リストの作成及び訪問記録の方法を定め、勧誘の状況を的確に把握・管理すること。
- ・当該勧誘に係る審査体制及び審査方法を明確に定めること。
- ・管理部門及び営業部門の間の組織の独立を確保し、理解度確認に係る業務などについて必要な情報遮断の措置をとること。

② 関係書類の整備

- ・法令に基づく措置を適切に遂行するため、顧客カード等は、勧誘行為別（規則第102条の2第2号と同条第3号の別）に識別可能とすること。
- ・法令に基づく必要事項が契約締結前交付書面、説明資料などに記載されていること。また、顧客が理解できる記載内容とすること。
- ・勧誘行為別に一連の勧誘記録（例：規則第102条の2第2号及び3号に定める条件に係る記録（他社契約者、年齢、年収、保有金融資産額（年金生活者で

ないことも含む。) 、資格保有者などにかかるもの) が保存され、勧誘状況の把握・検証ができること。

- ③ 苦情などの対応
  - ・苦情などの対応体制及び対応方法を定めること。
- ④ 内部（外部）監査実施体制の構築
  - ・営業部門及び管理部門が行う業務プロセスが有効に機能していることを継続的に評価し、業務の適正を確保するため、独立した視点から評価が可能な組織体制であること。
  - ・内部監査実施要領及び内部監査計画を作成し、内部監査の検証手法及び評価・改善までのプロセスが明確に定められ、実効性のある内部監査ができる体制であること。
- ⑤ 研修体制の構築
  - ・研修実施要領及び研修計画が作成され、コンプライアンスを意識した実効性のある研修であること。
  - ・規則第102条の2第2号又は第3号の勧誘を伴う業務を開始する前に、主務省が主催する研修会を、全外務員が受講していること。

## II 規則第102条の2第2号及び第3号に定める勧誘

(条件説明・勧誘～契約前)

- 1 商品先物取引業者が、勧誘の要請をしていない顧客に対して、規則第102条の2第2号又は第3号の勧誘をする際に、電話又は訪問後、商品取引契約の締結前までに踏まなければならない手続き・ステップを教えてください。

(答)

商品先物取引業者が、電話又は訪問後、商品取引契約の締結前までに行わなければならない事項は、次の①～⑥のとおりです。

- ① 法第214条第7号に基づき、顧客に対し、自己の商号又は名称を伝えること。
- ② 法第214条第7号に基づき、商品取引契約の締結の勧誘である旨を告知すること。
- ③ 規則第102条の2第2号イに基づき、他社契約者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明すること、又は規則第102条の2第3号イに基づき、同号(1)～(3)までに掲げる事項に合致する者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明し、顧客がかかる条件に該当するか否かについて口頭で確認すること。
- ④ ③において顧客が条件に該当することについて口頭で確認できた場合に、法第214条第7号に基づき、顧客の勧誘を受ける意思の有無を確認すること。
- ⑤ 顧客が③の説明を受けたこと及び顧客が勧誘を受ける意思を表明したことを顧

客が証する書面を、③の説明後直ちに取得し（説明日と書面の取得の日がずれてもよいが、なるべく説明から日をおかずに取得をすることが望ましい。この書面が取得できないと法令違反となりますので御留意ください。）、説明の日から10年間保存すること。かかる書面の顧客への記入依頼及び取得は、管理部門において行うこと。

- ⑥ 契約締結までの間に顧客が他社契約者であることを自ら申告した書面又は理解度確認テストの実施までの間に顧客の年齢を確認する書面、年収、金融資産などについて顧客が自ら申告した書面により③の条件を満たしているかを確認し、確認の日から10年間保存すること。また、かかる書面の顧客への記入依頼及び取得は、管理部門において行うこと。

なお、かかる確認は、④の顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認から、なるべく日をおかずに行ってください。

また、規則第102条2第2号又は第3号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話をした場合には、その日時及び登録外務員の氏名、電話又は訪問の別を記録するほか、顧客が規則第102条2第2号又は第3号に定める条件を満たさなかったときはその旨、及び顧客から勧誘を受諾しない旨の意思表示があったときはかかる勧誘を受諾しない意思表示に係る発言内容を記録し、これを1年間保存するとともに、再勧誘禁止の遵守の観点から、電話発信規制の登録等を図ってください。

- 2 上記1のステップを踏む過程（⑥の確認を含む。）で、顧客が③の条件を満たさないことが判明した場合にはどうしたらよいか。

（答）

その場合には、顧客に勧誘を受ける意思があったとしても、直ちに電話を切る又は訪問先を立ち去る等の対応により、勧誘を中止しなければなりません。また、他の外務員が同じ顧客に規則第102条の2第2号又は第3号の規定による勧誘を目的とする電話又は訪問を繰り返すことを防止するための情報共有（例えば電話発信規制の登録等）を図る必要があります。

- 3 商品先物取引業者が、勧誘（商品取引契約のセールストーク）を始めることができるのはいつからか。

（答）

上記1の①から④までのステップを終え、商品取引契約が締結できる条件の説明、顧客がかかる条件に該当することについての口頭での確認、及び顧客が勧誘を受ける意思があることの確認を終えた後から、勧誘（商品取引契約のセールストーク）を始めることができます。

上記1の①から④までのステップを終える前に勧誘（商品取引契約のセールストーク）を始めることは、法令違反として行政処分の対象となるほか、契約の規定により当該取引は商品先物取引業者の計算においてしたものとみなされます。

4 商品先物取引業者が、顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認前にできることは何か。  
(答)

商品先物取引業者が、顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認前にできることの実例は以下のとおりです。

■行わなければならないこと

- ① 法第214条第7号に基づき、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品取引契約の締結の勧誘である旨を告知すること。
- ② 規則第102条の2第2号イに基づき、他社契約者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明し、規則第102条の2第3号イに基づき、同号(1)～(3)までに掲げる事項に合致する者でなければ契約を締結できない旨の条件を説明した上で、規則第102条の2第2号又は第3号に掲げる条件に該当するか否かについて口頭で確認すること。

■行うことのできること

- ① 顧客から商品先物取引の仕組みなどに関する質問を受けた場合に、かかる質問の範囲内で簡潔に回答すること。（一方、「金価格が上昇基調です。」「これから金の値上がり期待されます。」など、顧客が商品先物取引を開始したいとの意思形成に影響を与えるような形で商品相場などに関する情報を伝えることはできません（下記「■行ってはならないこと④」御参照）。）
- ② 資料請求のあった顧客に資料を送付した後に、資料の到着、質問の有無及び内容に関する説明の希望の有無について確認すること。

以上に挙げたことのほかは、規則第102条の2第2号又は第3号に基づく条件に該当するか否かの口頭確認及び顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認後でなければ行うことはできません。

規則第102条の2第2号又は第3号に基づく条件に該当するか否かの口頭確認及び顧客の勧誘を受ける意思の確認後でなければ行ってはならないことの実例は次の①～④のとおりです。

■行ってはならないこと

- ① 顧客から商品先物取引の仕組みや商品の説明などの求めがないにもかかわらず、当該説明をすること。
- ② 顧客から商品先物取引の仕組みなどに関する質問を受けた場合に、かかる質問の範囲を超えた説明をすること。

- ③ 資料請求のあった顧客に資料を送付した後、顧客から質問や内容に関する説明の希望がないにもかかわらず、資料の内容について説明をすること。
- ④ 顧客が商品先物取引を開始したいとの意思形成に影響を与えるような形で商品相場などに関する情報を伝えること（例：「金価格が上昇基調です。」「これから金の値上がりが期待されます。」）

なお、規則第102条の2第2号又は第3号に基づく条件の説明、顧客がかかる条件に該当することについての口頭での確認及び顧客の勧誘を受ける意思の有無の確認の後でなければできない勧誘行為を先行して行うことは違法です。こうした行為を防ぐため、当該条件の説明を受けたことを証する書面において、こうした勧誘行為が勧誘受諾意思の確認や条件説明より先に行われなかったかについて、顧客に記入してもらってください。かかる書面の記入依頼及び取得は、管理部門において行うようにしてください。

- 5 他社契約者であることを自ら申告した書面や、年収、金融資産などについて顧客が自ら申告した書面に関し、客観的な根拠資料を徴収する必要はあるのか。

(答)

客観的な根拠資料を徴収することは義務ではありませんが、裁判例上、「商品先物取引業者は、顧客の年齢、職業、社会的地位などに照らして、自己申告の内容が実体と齟齬しているのではないかと疑問をもつのが相当であるような場合には、自己申告の内容を確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなどする注意義務が課せられる（福岡高判平成26年1月30日等）」ことに留意する必要があります。

- 6 他社契約者であることを自ら申告した書面や、年収、金融資産などについて顧客が自ら申告した書面が事実と異なることを商品先物取引業者が知っていた場合にはどうなるのか。

(答)

上記書面において、事実と異なる内容が申告されていることを知りながら、商品先物取引業者が商品取引契約を締結した場合には、法令違反として行政処分の対象となるほか、契約の規定により当該取引は商品先物取引業者の計算においてしたものとみなされます。

また、上記5の裁判例も踏まえ、顧客の年齢、職業、社会的地位などに照らして、自己申告の内容が実体と明らかに齟齬していると疑問をもつのが相当であるにもかかわらず、自己申告の内容の確認を怠って漫然と商品取引契約を締結した場合には、「顧客の申告が事実と異なることを知っていた」と評価されることもありえ、その場合には法令違反として行政処分の対象となるほか、契約の規定により当該取引が商品先物

取引業者の計算においてしたものとみなされることに注意してください。

- 7 他社契約者であることを自ら申告した書面や、年収、金融資産などについて顧客が自ら申告した書面の記載に当たり、商品先物取引業者が誘導した場合にはどうなるのか。

(答)

商品先物取引業者の誘導により、上記書面において、事実と異なる内容が申告され、当該書面を用いて条件の確認をした場合は、規則に定める確認が行われたものとは認められません。したがって、この場合に、商品先物取引業者が商品取引契約を締結した場合には、法令違反として行政処分の対象となるほか、契約の規定により当該取引は商品先物取引業者の計算においてしたものとみなされます。このようなケースとして、例えば、顧客が年収、金融資産などについて自ら申告する書面を記載する際に、「この記載事項は管理上の問題であり、審査が通らなかつたり、買いたいときに買えなくなる」などと伝えながら、多めの数字を記載するように指示をした場合などが挙げられます。

- 8 年収とは具体的に何か。

(答)

年収とは、年間の給与収入、事業収入その他の収入の合計額をいいます。年収の申告に当たっては、その内訳を記載してもらい、内訳の構成については、自主規制機関が定める様式に従ってください。

- 9 保有金融資産とは具体的に何か。また、保有金融資産の合計額を計算する上で、負債は控除されるのか。

(答)

保有金融資産とは、①現金、預貯金、②商品デリバティブ取引に係る権利、③有価証券（信託受益権を含む。）、④金融デリバティブ取引に係る権利、⑤市場の相場等の変動により損失が生じるおそれ（注）のある保険・共済（いわゆる変額保険）の保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利、⑥不動産特定共同事業契約に基づく権利の合計額（規則第90条の11第4号ロに規定する資産（同号ロ（4）に掲げるものを除く。）をいいます。不動産は含まれません。保有金融資産の申告に当たっては、その内訳を記載してもらうこととしており、内訳の構成については、自主規制機関で様式を定めることとしています。

ここで、⑤については、顧客の求めにより引き出せる金額（解約返戻金又は契約者貸付の金額）を記載することとなります。

保有金融資産の合計額を計算する上で、負債は控除されません。

(注) 顧客が支払う保険料・共済掛金の合計額が、顧客が受け取る保険金、共済金、返戻金その他の給付金の合計額を上回るおそれ

1 0 顧客の保有金融資産の合計額が2000万円に満たなかった場合、顧客に借入れを勧めてもよいか。

(答)

商品先物取引をするための借入れを勧めての勧誘は、適合性の原則に照らして、認められません。

1 1 「年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者」を定める告示の第6号にいう、「その他前各号に掲げるものに類するもの」とは、具体的には何が該当するのか。

(答)

前提として、「年金等により生計を維持している者として主務大臣が定める者」とは、次の各号に掲げる額の合計額が、それ以外の収入の年額を超える者を言います。

1号：年金（国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金、国家公務員共済組合法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金をいいます。）の年額

2号：恩給法第2条第一項に規定する恩給の年額

3号：顧客が60歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前5年間に受領した退職金の額の20分の1の額

4号：顧客が60歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前5年間に受領した生命保険金額の20分の1の額

5号：顧客が60歳以上である場合にあっては、勧誘が行われた日以前5年間に遺産相続又は離婚による財産分与を受けた額の20分の1の額

6号：その他前各号に掲げるものに類するものの額

上記告示第6号にいう、「その他前各号に掲げるものに類するもの」とは、告示第1号から第5号までに掲げられているものに類する性質を有する収入がこれに該当します。例えば、確定拠出年金法に規定する企業型年金規約若しくは個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金、又は使用人から執行役員への就任に伴い退職金などとして支給される一時金などが考えられます。

1 2 「実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合」とはどのような

場合か。また、その場合どのようにすればよいのか。

(答)

「実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合」にあたるか否かを判断するにあたっては、総合的に事情を考慮することになり、様々なケースが考えられます。

まず、規則第102条の2第2号又は第3号に基づく電話又は訪問を行ってから顧客から勧誘の要請があるまでの期間は一つの要素となります。少なくとも、規則第102条の2第2号又は第3号に基づく電話又は訪問を行ってから、自主規制規則に定める一定の期間が経過せずに顧客からの勧誘の要請があった場合には、顧客の当該勧誘の要請については、勧誘の要請があったものとは認められません。

また、規則第102条の2第2号又は第3号に定める条件確認前の顧客、条件に該当しないことが判明した顧客又は所要の手続き（理解度確認テストなど）を終えていない顧客などに対し、商品先物取引業者に対する勧誘の要請を示唆したり、来店又は電話をするよう仕向け、それを受けて顧客が勧誘の要請をしてきた場合についても、当該勧誘の要請については、勧誘の要請があったものとは認められません。

例えば、商品先物取引業者が規則第102条の2第2号又は第3号に定める条件説明を行い、顧客がかかる条件に該当するか否かを口頭で確認したところ、顧客から「私は年収700万円で、金融資産も500万円しか持っていない。」と言われたため、勧誘を中止する際に、「顧客の側から勧誘を招請すれば、勧誘を継続することができる。そのため、顧客から改めて商品先物取引業者に電話をして勧誘の招請してほしい。」と伝え、それに応じて顧客が商品先物取引業者に勧誘を招請した場合や、顧客の年収・保有金融資産は条件を満たしているものの、理解度確認の実施を省略しようとして、「顧客の側から勧誘を招請すれば、すぐに契約することができる。そのため、顧客から改めて商品先物取引業者に電話をして勧誘をして欲しい。」と伝え、それに応じて顧客が商品先物取引業者に勧誘を招請した場合などは、これに当たります。

13 理解度確認はどのように行えばよいのか。

(答)

理解度確認に使用する書面及び実施方法については、以下の点を遵守してください。

- ① 相場が短期間に大きく変動した事例を題材として、顧客に委託手数料を加味した損失を計算してもらうとともに、売買価格差による損益と委託手数料の関係を計算してもらうテスト方式とし、自主規制機関が用意する様式に従うこと。
- ② 書面は複数の種類を用意し、当該顧客にどの問題を使用するのか管理部門以外に所属する者が知り得ないようにすること。
- ③ 理解度確認に関する事務は管理部門が実施すること。



なお、顧客に対して解答を示唆することは、禁止されているため、管理部門が顧客に対し、外務員が事前に解答を示唆していないかを確認すること。

1 4 理解度確認の合否はどのように判定すればよいか。

(答)

理解度確認テストにおいては、満点が取れなければ、不合格となります。

1 5 不合格者に対し改めて理解度確認を行う場合は、どのようにすればよいか。

(答)

不合格の顧客に対しては、改めて商品先物取引について理解を深める機会を提供するため、間違いの程度などを勘案し、適当な期間を空けるようにしてください。

改めて理解度確認を行う場合には、顧客が既に回答した問題と同一の問題を用いることはできません。

1 6 不合格者に対し間違っただ箇所を外務員から伝えることは可能か。

(答)

外務員から間違っただ箇所を伝えることは、その後の再テストにおける回答の際の示唆にもつながりかねないため、認められません。顧客から問い合わせを受けて間違っただ箇所を伝える場合には、管理部門から伝えてください。

(契約後～取引開始前)

1 7 熟慮期間中に外務員が顧客に対して行ってよい行為、行ってはいけない行為は何か。

(答)

外務員から顧客は、いかなる形式においても、接触してはなりません。もっとも、顧客から商品先物取引の仕組みや注文方法などに関する質問を受けた場合に、かかる質問の範囲内で簡潔に回答することは妨げられません。また、やむを得ず商品先物取引業者側から接触する必要がある場合には、管理部門から行うようにしてください。

1 8 投資上限額と投資可能資金額の違いは何か。

(答)

投資可能資金額は、顧客が損失(手数料等を含む。)を被っても生活に支障のない範囲で顧客が定める資金額であり、顧客が申告して決定するものです。一方、投資上限額とは、顧客が申告した年収及び保有金融資産額の合計額の3分の1を上限に、顧客が申告した投資可能資金額を踏まえて業者が設定する額です。

具体的には、もし、顧客が申告した投資可能資金額が(年収+金融資産)の1/3

以上である場合には商品先物取引業者は（年収＋金融資産）の1／3を投資上限額として設定し、投資可能資金額が（年収＋金融資産）の1／3未満である場合には商品先物取引業者は投資可能資金額を投資上限額として設定することになります。

（取引後）

1 9 当初の投資上限額の設定から相当の期間を経過し、顧客から年収・保有金融資産等について増額の申告があり、投資上限額を引き上げたい旨の要請があった場合、投資上限額の引上げは可能か。

（答）

顧客から年収・保有金融資産について増額の申告があり、投資上限額を引き上げたい旨の要請があった場合、増加後の（年収＋金融資産）の1／3まで投資上限額の引上げは可能です。しかしながら、商品先物取引業者は増額の勧誘を行ってはなりません。

2 0 顧客の年収・保有金融資産が減少した場合については、どのように対応すべきか。

（答）

投資上限額は顧客の損失を生活に支障のない範囲に抑えることを目的として設定するものであり、顧客の年収・保有金融資産が減少した場合には、それを投資上限額に速やかに反映させることが必要です。そのため、顧客の年収・保有金融資産が減少した場合には速やかに連絡してもらうよう顧客に説明・要請するとともに、定期的に顧客の年収・保有金融資産を確認することが必要です。

2 1 投資上限額について、具体的な運用方法はどのようなものか。

（答）

取引証拠金等が投資上限額に達したか否かを具体的に計算する際には、受託契約準則に定める方法に従ってください。考え方としては、①証拠金のための入金額と②値洗損益通算額が損の場合、その損を埋めるために必要な入金額の累計に③手数料などを含めたものが、投資上限額に達したか否かを確認するというものです。

2 2 取引証拠金等が投資上限額に達した場合には、商品先物取引業者はどうしたらよいか。

（答）

もし投資上限額に達した場合には、商品先物取引業者は決済を結了しなければならず、直ちに委託者の全ての建玉を決済する必要があります。

2 3 取引証拠金等が投資上限額に達したにもかかわらず、顧客から更なる取引の要請

をされた場合、商品先物取引業者はどうしたらよいか。

(答)

取引証拠金等が投資上限額に達した場合には、顧客から、更なる取引の要請をされたとしても、取引を続けることはできません。

2 4 取引証拠金等の額が投資上限額に達したにもかかわらず、決済を結了しなかった場合、事業者が当該取引を自己の計算においてしたものとみなされるが、この場合の当該取引とは投資上限額を超えた部分に関する取引だけでよいか。

(答)

御指摘のケースの場合、規則第102条の2第1項第3号ハ(2)の規定に反することとなり、同号ハ(3)(iii)の規定により、投資上限額を超えた部分に関する取引に限定されず、当該契約に基づく取引の全体について商品先物取引業者の計算となります。

2 5 取引開始日を含む90日間の習熟期間中は投資上限額はどのように扱われるのか。

(答)

投資上限額が(年収+金融資産)の1/3以内の額であることは変わりませんが、取引開始日を含む90日間である習熟期間中においては、その投資上限額の1/3の額に達することとなる取引の勧誘は、適合性の原則に照らして不相当と認められることとなります。

2 6 みなし規定が発動した場合の手続はどのようなものか。自己の計算とみなす場合、顧客の先物取引に係る支払調書の記載、及び商品先物取引業者が既に徴収済みの手数料や消費税について、どうするのか。

(答)

みなし規定が発動した場合には、取引所で約定した売買や法定帳簿の記載に当たって引き続き委託玉として扱われますが、商品先物取引業者としては、かかる委託玉を速やかに手仕舞いしなければならず、決済によって生じた損益をすべて業者に帰属させることとなります。

顧客の支払調書の記載に当たっては、顧客には売買差損益金と委託手数料が帰属していない前提で記載することとなります。顧客から徴収した手数料や消費税については、顧客に返還する必要があります。

以上